

目次

はじめに

- I スクールカウンセラーってどんな人？**…………… 1～2
 - 1 スクールカウンセラー等の選考
 - 2 スクールカウンセラー等の職務
 - 3 スクールカウンセラー等の位置付け及び活動方法

- II スクールカウンセラーの具体的な取組について**…………… 3～8
 - 1 児童生徒へのカウンセリング
 - 2 保護者へのカウンセリング
 - 3 教職員へのカウンセリング
 - 4 他機関との連携
 - 5 心理検査の実施

- III 学校の受入れ態勢について**…………… 9～14
 - 1 コーディネーターの設置
 - 2 キー・パーソンの活躍
 - 3 養護教諭との連携
 - 4 相談室の活用
 - 5 年間計画の作成
 - 6 広報活動
 - 7 研修会の実施
 - ① 校内研修
 - ② 事例検討会
 - ③ ワークショップ
 - ④ 保護者向け研修会
 - 8 各種調査の実施

はじめに

平成7年度からスクールカウンセラーが学校に配置されるようになり、これまで多くの成果や課題が報告されました。平成13年度からは、国の補助を受け、スクールカウンセラー配置事業として現在に至っています。また、配置校は年々増加し、高知県における平成14年度の配置校は、小学校9校、中学校26校、高等学校3校になっています。

スクールカウンセラーの効果的な活用方法につきましては、これまで、関係の学校、市町村(学校組合)教育委員会、スクールカウンセラーが一堂に会する連絡協議会を開催し、情報交換や協議を行ってまいりました。こうした中で、高知県教育委員会は、平成14年度に「高知県スクールカウンセラーについてのガイドライン」を作成しました。

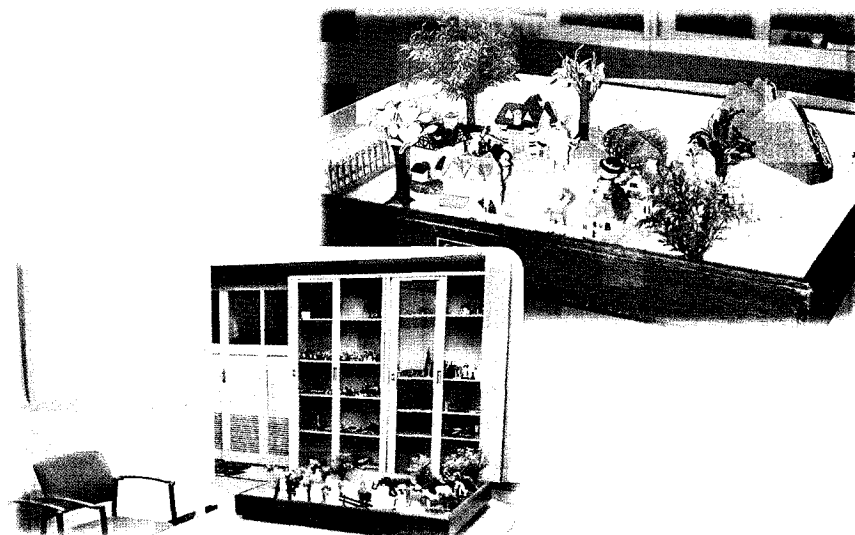
このガイドラインは、各学校においてスクールカウンセラーを有効に活用するため、学校及び教育委員会として留意すべき点を示したものです。児童生徒の実態や課題は学校によって異なっており、スクールカウンセラーの活用の仕方を一律に示すことは困難です。しかし、スクールカウンセラーを効果的に活用するためには、このガイドラインを参考にしながら子どもたち一人ひとりに対応することが大切です。

本冊子は、先に示した「高知県スクールカウンセラーについてのガイドライン」に沿って、スクールカウンセラーや配置校の協力により、具体的な事例や取組を掲載しています。

学校によって、スクールカウンセラーのニーズや活用のねらいは異なると思いますが、スクールカウンセラーの配置を通じて、子どもたちや保護者、そして教職員の間には確かな信頼が生まれることを願っています。

高知県教育委員会事務局

学校教育課長 松原和廣



Ⅰ スクールカウンセラーってどんな人？

スクールカウンセラーは、子どもたちの様々な悩みや不安に寄り添い、「話を聴く」ことを通して助言や支援を行う人のことです。また、子どもたちだけでなく、その接し方や受入れ方に戸惑われている教職員や保護者などに対しても、助言や援助を行っています。

教職員は、子どもたちが何か問題を起こした時、まず、学校全体を視野に入れ、その問題を解決するための対策を考えます。一方、スクールカウンセラーは、問題を起こしたその子どもの心の内面を理解しようとし、その心の闇の部分に寄り添います。

スクールカウンセラーは、学校におけるいわゆる教育相談の担当者としてではなく、専門的に心理相談ができる方を任用し派遣しています。

① スクールカウンセラー等の選考

スクールカウンセラー及びスクールカウンセラーに準ずる者は、下記の規定に該当する者で、原則として70歳までの者を選考するものとする。

<スクールカウンセラー>

- ①財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定に係る臨床心理士
- ②精神科医
- ③児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有し、学校教育法第 1条に規定する大学の学長、副学長、教授、助教授又は講師（常勤勤務をする者に限る）の職にある者

<スクールカウンセラーに準ずる者>

- ①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者
- ②大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者
- ③医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者

② スクールカウンセラー等の職務

- ①児童生徒へのカウンセリング
- ②教職員の児童生徒への接し方についての助言・援助
- ③保護者の子どもへの接し方についての助言・援助
- ④緊急の問題が発生した学校でのカウンセリング等
- ⑤相談業務の記録及び報告
- ⑥事業実績報告書の作成及び各学校設定の調査研究についての協力
- ⑦スクールカウンセラー連絡協議会への参加及び協力
- ⑧その他児童生徒のカウンセリング等に関し、各学校において適当と認められるもの（例；校内研修及び事例検討会等への参加、実態調査の実施、心理検査の実施など）

③ スクールカウンセラー等の位置付け及び活動方法

① 高知県非常勤職員としての位置付け

スクールカウンセラーは、平成13年度から都道府県の非常勤職員という位置付けになりました。そのため、教職員の一人として義務と責任を負うとともに、その服務については、監督責任者である学校長の指示のもとに行います。また、地方公務員法に準ずる高知県の要綱や条例などで規定されることとなります。

スクールカウンセラーの相談活動には、守秘義務を伴いますが、人命に関わることや人権に関することなどには、特に慎重を期して守秘義務に配慮しながら、学校長に報告・連絡・相談をする必要があります。

② 校内における位置付け

現在のところ、各学校におけるスクールカウンセラーの位置付けについては、それぞれの学校、地域によって異なります。多くの学校では、生徒指導部もしくは、教育相談部（係）などの組織に位置付けられています。

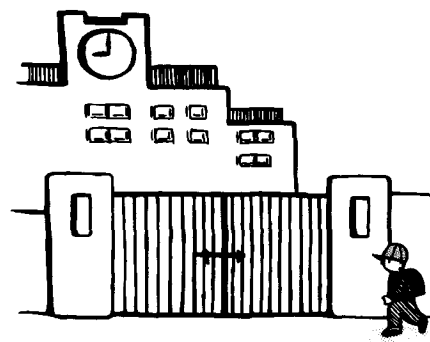
スクールカウンセラーは、通常、週8時間（小学校は週4時間）という限定された時間の中で活動しているため、効果的な取組を行うためには、それぞれの学校の実情にあった位置付けを行う必要があります。その際、子どもたちのニーズはもちろんのこと、保護者や教職員のニーズに応えられる学校体制が必要になってきます。

また、スクールカウンセラーは、各学校に配置されますが、それぞれの市町村（学校組合）に対して県から派遣されるため、教育委員会や地域のニーズにも必要に応じて対応しなければなりません。

③ 活動方法

学校とスクールカウンセラーの間で効果的な取組を行うための十分な話し合いが行われ、校内での位置付けが明確にされている場合でも、スクールカウンセラーは、通常週1回の勤務であるため、学校の様子や子どもたちの状況を的確に把握することは困難です。そのため、スクールカウンセラーが職務を遂行するためには、次のような取組が望まれます。

- 教職員との日常的な情報交換に努め、連携しながら児童生徒の問題に対応することを基本とする。
- 児童生徒に肩入れしすぎて、学校や教職員、保護者に対して批判的にならないように配慮する。
- 運動会や遠足などの学校行事はもとより、教職員の行事にも積極的に参加する。



Ⅱ スクールカウンセラーの具体的な取組について

① 児童生徒へのカウンセリング

- ①飛び込み型：相談室に来室し、カウンセラーとお喋りをしているうちにカウンセリングに発展
- ②自己啓発型：悩みや不安があり、誰かに相談したくなって来室してきた児童生徒に対してのカウンセリング
- ③紹介型：教職員や保護者の勧めで来談が促されたカウンセリング
- ④アプローチ型：スクールカウンセラーが児童生徒に気軽に声かけをし、気になる児童生徒に対して行うカウンセリング
- ⑤授業活用型：学級活動やホームルーム等の時間を利用した、ワークショップやサイコエデュケーションによる、よりよい人間関係づくりやメンタルヘルス

カウンセリングの実際について —授業活用型—

◎職業興味探索を行う個別ワークの取組例（対象：高校2年生）

子どもたちが大人になる、あるいは自分自身を見つけていくといった時、職業を手がかりにその問題を考えることが可能です。子どもたちは、職業を通じて自分のやってみたいことを考えたり、職業に就いて自分の力を発揮し、社会の一員としての役割を果たしていくという側面があるからです。

ワークでは、子どもたちの興味のある職業を見つけ出し、それをグループ分けし、職業相互の関係を考えることで、自分の興味を検討していきます。例えば、世の中にはこのような職業があるのか、自分の興味のある職業は何か、また、それらの職業に自分がどのような点で惹かれるのかなどを理解することをねらいとしています。

—ワークの進め方—

- ①160の職業一覧のうち、興味を持ったり、関心を引くような職業に印を付ける。
- ②それらの職業を各自の基準でいくつかのグループに分ける。
- ③各グループ分けした職業群にキャッチフレーズ（あこがれ、音楽関係、人間に対する興味など）を付ける。＜興味・関心の在り方、方向性を示すものになる＞
- ④それぞれのグループに繋がりを付けていく。強い繋がりがあれば、太い線、弱ければ細い線で結ぶ。＜自分の興味・関心を構造化することになる＞
- ⑤全体をみて、「～自分」というテーマ（自分らしく他者に関わりたい自分、いろいろなことに興味がある自分など）を付ける。＜現在の自分を理解する参考となる＞

不明な点については、質問を受けます。個別の作業が始まったら、巡視し、質問に答えながら作業を促していきます。

最後のまとめの場面で、この結果を自己理解に役立ててほしいこと、次のステップとして、興味を持った職業についてはより詳しく内容を調べたり、その職業に就くためにどのような進路に進めばよいかを調べることを説明します。また、質問や相談があれば相談室で待っていることを伝えます。

・準備するもの：日本労働研究機構のV P I 職業興味検査（日本版）で取り上げられた
160種類の職業一覧、及びまとめ方の例

このように、スクールカウンセラーの関わり方として、相談室で子どもたちに会う以外に、ホームルーム等の時間を利用し、自己理解やよりよい人間関係づくりを促すようなカウンセリングの形態も考えられます。この場合、特定の子どもたちが持っている援助ニーズに応えるというより、教室にいるすべての子どもたちが持つ援助ニーズに応じていくこと、すなわち、開発的、あるいは予防的なカウンセリングがより重要になってきます。

こうした活動は、スクールカウンセラーの役割や人となりがよくわからず、相談しにくいと感じている子どもたちには、その認知度を高めていくうえで有効であり、カウンセリング室での面接に繋がる契機となる可能性もあります。

参考文献：片野智治「K J法による進路探索」（『職業研究』1992雇用問題研究会）

② 保護者へのカウンセリング

ア スクールカウンセラーは、一方的に解決策を示すのではなく、子どもへの接し方を一緒に考える態度を基本とする。

イ 保護者の不安に寄り添いながら、今できることについて確認する。

ウ 保護者との面談は、子どもへのメッセージとなることにも留意し、有効に活用する。

エ 子どもとその保護者との面談を同一の者が行う場合には、相互の秘密の保持に細心の注意を払う。

オ 保護者との面談は、学校が窓口になる場合が多く、学級担任及び各学校のコーディネーターの教職員との連携を密にすることが必要である。

カ 家庭訪問は、該当の子どもの状況を踏まえながら、スクールカウンセラーが訪問する意味を吟味したうえで行う。

家庭訪問について

家庭訪問は、子どもたちの生活環境を把握し、広い視野から援助を検討するための重要な方法の一つです。校内での状況やカウンセリング場面だけでなく、子どもたちの登下校の様子、地域での様子、家庭での様子から、新たな子どもたちの姿を発見する場合も少なくありません。家庭での役割や親、兄弟姉妹、祖父母などの人間関係がどのようになっているかの確認ができたりもします。

子どもたちの部屋に入る時は、本人の世界の一部を知り得るまたとない機会です。ゲームソフトやコミック本がずらりとそろっていたりする中で、本人の興味・関心のある世界がわかったりもします。

また個別の部屋がなく、居間の片隅に本人の机が置かれ、いつもテレビなどの雑音の中で宿題などをする子どもたちの姿を垣間見る機会にもなります。また、いくら「家庭でしっかり学習を」といっても困難な状況も考えられます。例えば、自営業などで両親ともに家業に忙しく食事の時間が不規則になるとか、接客のために夜遅くまでにぎやかな状況が避けられないなど様々な状況もあります。

家庭訪問を実施する場合、まずは学級担任とスクールカウンセラーが一緒に出向き、家族や本人への紹介後に定期的又は断続的な訪問面接をすることになります。保護者が学校に出向いて来られて、学級担任やスクールカウンセラーと話し合い、家庭訪問に至る場合もあります。スクールカウンセラーが単独で出向いたり、学級担任と共に出向くなど、学校の状況に合わせた訪問の形態もあります。

ここでA君のケースを紹介しましょう。

A君は、自宅が中学校からかなり離れており、通学には通常自転車で、時にバスを利用する状況でした。1年生の後半から不登校となり学級担任が時々家庭訪問をしていました。スクールカウンセラーも家庭訪問に同行してほしいとの要請があり、本人宅に出向きました。その後、学級担任とは別の日に定期的に訪問することになり、居間で話をしたり、本人の好きな絵を描いたりしました。家庭では兄弟の宿題をみるなどのお世話もできていました。そのような中、3年生になって登校をするようになります。今では高校にも進学し、はりきって通学しているようです。

このように家庭訪問で状況が改善されることもあります。本人の生活空間に入り込んでいくため、人間関係が十分にできていないと家族や本人にとって精神的負担になる場合もあります。このため、このような状況に配慮しつつ、適切な家庭訪問を実施されることがより望ましいと思われれます。

③ 教職員へのカウンセリング

- ア 教職員へのカウンセリングは、コンサルテーションとなる場合が多い。コンサルテーションを行う場合、スクールカウンセラーの助言・援助をもとに教職員が問題の子どもに関わり、必要に応じてスクールカウンセラーが子どもへのカウンセリングを行う。
- イ 重大かつ長期化するような子どもの問題に対応する場合、複数の目からの情報が必要であり、関わりの深い教職員による柔軟なチームをつくり、個々の教職員が問題を抱え込まないように配慮する。
- ウ チームによる支援については、個々のケースに応じて学級担任、養護教諭、教育相談担当、学年主任などがキー・パーソンとなり、スクールカウンセラーを交えたチームを編成し、援助活動を行う。
- エ 教職員のメンタルヘルスについてのカウンセリングを行う。

◎コンサルテーションの実際について

教職員へのカウンセリングは、厳密には、子どもたちの対応について教職員が相談するコンサルテーションと、教職員自身の抱える問題について相談するカウンセリングとに分けられます。

教職員がスクールカウンセラーに持ちかける相談の殆どは、前者のコンサルテーションに該当しますが、その多くは、学級担任が受け持ちの子どもの問題について行う相談です。この場合、学級担任は、当該の子どもに対し、自分なりの理解に基づいた自分なりの対応をしていますので、その対応で問題が解決するようであれば、カウンセラーに相談が持ちかけられることはありません。逆に言えば、自分なりの理解やそれに沿った対応をしても思ったような改善がみられなかつ

たからこそ、相談が持ちかけられているということです。当然のことながら、相談に至るまでには、教職員による何らかの努力があるはずですので、スクールカウンセラーは、次のような手順で、まずはそれを丁寧に拾い上げることから始めます。

①問 題	当該の子どもがどんな問題を抱えているか
②仮 説	その問題の背景と直接の契機についての理解を深める
③対 応	その子どもに対して、教職員がどのようなアプローチをすればよいか
④結 果	今までのアプローチによる子どもの反応はどうであったか
⑤仮説の修正	その反応が予想と異なるならば、仮説のどこが誤っていたか

スクールカウンセラーは、教職員からこのような事柄について話を聞き取りながら一緒に検討していきます。

しかしながら、学校現場では、教職員も子どもたちも常に動いている状態であり、コンサルテーションを行うのに十分な時間を取れないため、いつも丁寧なコンサルテーションが可能なわけではありません。問題によっては、即座に対応せざるを得ない場合もありますが、教職員の置かれている立場や意欲をも考慮し、そのニーズを的確につかみ取り、それに応えるという姿勢がスクールカウンセラーには必要になってきます。

◎教職員自身のカウンセリングについて

ところで、もう一つのカウンセリングである教職員自身の問題についての相談は、ストレートな形で、カウンセラーに持ちかけられることがあまりありません。通常、一回程度の面接で終わることが多く、内容的にも情報提供などのアドバイスで対応できるものです。

スクールカウンセラーは、非常勤とはいえ、職場では同僚として勤務していますので、継続的なカウンセリングが難しいのが現実です。継続的なカウンセリングが必要な場合は、適切な相談機関を紹介することになります。いずれにしても、教職員自身の問題についての相談は、秘密の保持が厳守されなければなりません。

④ 他機関との連携

- ア 関係機関との連携をスムーズに図るため、日常的に情報の収集に努める。
- イ 利用目的を明確にし、それぞれの目的に応じた関係機関を選択する。
- ウ 関係機関に対して、一定の情報を提供する必要がある場合には、子ども、保護者、学校の意向を踏まえた情報提供を行う。
- エ 子どもや保護者が安心して利用できるように、十分な説明をする。

他機関との連携の在り方について

最近の社会の急激な変化は、人が成長発達していくための基盤である家庭や地域に大きく影響し、子どもたちの心を十分育てることが困難な状況をつくっています。こうした中、学校には、子どもたちの心を育む場、治療的な場、子どもを保護し成長を妨げる要因から守る場、子育てに関して親の相談にのる場など、様々な地域の社会資源や専門家との連携により、子どもたちをサポートするための様々な機能が求められるようになっていきます。

こうしたことから、スクールカウンセラーや教職員は、子どもたちへのよりよい支援ができるように、右図のような関係機関や人々と日ごろから接点を持ち、必要に応じて速やかな連携が取れるようなネットワークをつくり、協力体制を構築しておく必要があります。

また、このように連携を図る際には、課題を持つ子どもやその保護者が安心して利用できるようにするため、次のような事柄に配慮しなければなりません。

- ① 連携する機関がどういうところか明確に説明し、学校から見放されたとか異常扱いされたなどの誤解のないようにすること
- ② プライバシー保護の説明をし、学校もその機関や人と一緒に対応を考え、連携して支援していくことなどを伝えること
- ③ 学校から他機関への情報提供の仕方について、どの程度の情報をどういう方法で伝えるか、子どもとその保護者の意向を踏まえて対応すること

このように、他機関と連携を図る時には、子どもやその保護者になぜ連携が必要なのかをよく説明し、了解を得る必要があります。子どもにとってよりよい支援を行うためには、ケースによってはこうした他機関や専門家との連携が重要になります。そして、適切な連携を行うためには、学校内における教育相談体制がうまく機能し、教職員間の連携や信頼関係が確立されていることが大切です。

＜連携が考えられる社会資源や専門家の例＞
教育研究所、適応指導教室、教育相談所、保健所、精神保健福祉センター、療育福祉センター、医療機関、児童養護施設、児童自立支援施設、児童相談所、警察、少年サポートセンター、家庭裁判所、少年補導育成センター、親の会、児童民生委員、保護司、地域のボランティアなど

5 心理検査の実施

人間の内面を鮮明な形で提供してくれるため、様々な心理検査がいろいろな場面で実施されています。しかし、検査結果の解釈には高度な専門知識が要求され、また誤解も招きやすいため、教育現場においてはあまり活用されていません。

心理検査を行うに当たっては、明確な目的のもと、具体的な実施の仕方や実施後の取扱いについて十分に検討する必要があります。市販のテストを使用する場合には、著作権等の問題にも言及し、慎重を期する必要があります。

心理テストの活用にあたっての留意点

児童生徒理解のために心理テストを利用することもあります。エゴグラムやバウムテスト、Y・Gテストなど、比較的心に負担がかかりにくいものが適切でしょう。テスト実施の時間もあまり長くなく、個別にでも、集団を対象としても使用できることが学校現場では重要と思われます。

また、学級担任などにカウンセリングを受けるように促されて、動機付けが乏しい状態で来室し、「自己理解のためのテストだよ」と言って相談面接への導入としても活用できます。あくまで子どもの自己理解をより深めることが大切ですので、テストの結果は、本人に対しては長所を主としたフィードバックが望ましいと思われます。また、関係者に知

らせる場合でも、病理面よりも今後の可能性を模索する視点を提示し、そのことを中心に話すことがポイントとなります。

総合的な学習の時間やピア・サポート活動の場面でも、自己理解だけでなく、子どもたちの相互理解にも役立ちます。十分な時間があれば、個人で実施した後、小グループで相手から見ての本人イメージとしてエゴグラムなどを実施し、相互理解を深める方法もあるでしょう。ここでも結果を〇〇型といったパターンで伝えるよりも、現時点でのその子どもの特徴として捉え、優れている指標はより伸ばせるよう促します。結果を限定せず、将来にわたって変化するものであることを示すことも大切と思われます。

心理テスト活用の例・・・ピア・サポート活動

ピア・サポート活動

○子どもたちにとってよりよい仲間づくり
○子どもたちにとって楽しい学校づくり

友だちの悩みを聞いたり、互いに助け合うなど、子ども同士が自主的に支援し合う活動

ピア・サポーターの自己理解のために、よくエゴグラムが利用されています。ピア・サポーターを志望している生徒はNP（養育的親の自我状態）が相対的に多く出現するように思います。その特徴を相互に認め合い、より現実的に対応できるA（理性的な大人の自我状態）などを高め、さらに現実的なアプローチが実施できるようにトレーニングをする場合もあります。仲間をサポートするには、まず自己理解が重要であることが認識できます。単に誰かの役に立ちたいといった思いだけでなく、一歩進んだ自己理解のもとにサポート活動をすることでサポーターの一層の成長が期待できます。



Ⅲ 学校の受入れ態勢について

各学校がスクールカウンセラーをどのように活用するかという目的を明確にしておくことが重要です。そのため、次の5点について、年度当初にスクールカウンセラーと学校との間で、十分な打合わせをしておくことが大切です。

- ①具体的な課題設定（教職員・児童生徒・保護者・地域のニーズ）
- ②学校の状況把握（学校規模、教職員及び児童生徒の様子、学校と家庭・地域との関わりなど）
- ③勤務条件の確認（勤務時間、勤務日、勤務場所など）
- ④職務内容の確認（職務内容、組織上の位置付けなど）
- ⑤教育相談体制の確認（コーディネーター、養護教諭などとの役割分担）

学校がスクールカウンセラーを受け入れるに当たって、最も留意すべき点は、守秘義務についての共通理解であるといわれます。個々のケースによって異なりますが、スクールカウンセラーは、すべての事柄について知り得た情報を秘密にしているのではなく、必要に応じて相談者の了解を得ながら関係の教職員との間で情報を共有し、その教職員と共に適切な支援を行う必要があります。

教職員との情報交換は、スクールカウンセラーにとっての生命線となっています。スクールカウンセラーは教職員との信頼関係があってこそ機能する職務であることを管理職が認識し、スクールカウンセラーの受入れ態勢を全教職員に周知する必要があります。また、スクールカウンセラーを有効に活用できている学校は、環境整備にも力を注いでおり、具体的には、次のような取組が行われています。

① コーディネーターの設置

教育相談体制の土壌のある学校では、教育相談担当あるいは養護教諭がコーディネーター役となり、相談の予約管理を行ったり、スクールカウンセラーに対して教職員や子どもたちの教育相談についての情報提供を行っています。また、子どもたちや保護者に対しての広報活動や他の教職員、特に学級担任とのスムーズな連携を図る潤滑油として重要な役割を担っています。

コーディネーターの役割って

スクールカウンセラーの活動は、非常勤勤務（通常、週1回8時間）という時間の制約を受けていますので、学校にいない日の方が多くなっています。しかし、子どもたちの問題は、日々学校の内外で起きており、教職員はその対応に追われています。このため、カウンセラーは勤務日と残りの不在期間をどのようにして繋ぐかが大きな課題であり、その重要な役割を担うのがコーディネーターとしての教職員です。

1週間ぶりに学校を訪れたカウンセラーにとって、その間に起きた出来事や子どもたちについての情報を一日の始まりの打合わせでコーディネーターから受け取ることは、勤務日一日の流れをスムーズにすることを可能にします。例えば、カウンセラーが関わっている子どもが、不在期間に保健室から教室に入ることが多くなったというようなことが打合わせの段階でわかると、そのことを配慮した子どもや担当教員との関わりができます。

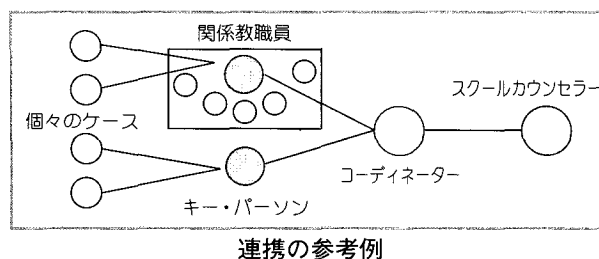
また、相談予約の管理もコーディネーターの重要な仕事です。カウンセラーの不在期間にも、子どもたちや保護者のカウンセリング、教職員のコンサルテーションの予約の申込みがありますので、学校内にカウンセラーのスケジュールを把握している人が必要になります。打合わせ時に、「今日の予約状況は、…」とすでに決まっているスケジュールを伝えられると、空いている時間にすべきことをあらかじめ考えることができるので、一日の見通しが立てやすくなります。

さらに、スクールカウンセラーは、一日が終わった時点で、コーディネーターに一日の活動について報告することになります。守秘義務に配慮しながら、最大限必要な事柄をコーディネーターに伝えることで、不在期間に起こった子どもの変化に適切に対応することができるようになります。特に、情緒的・行動的に変化の激しい子どもについては、必ずその状態や対応についての理解を共有しておく必要があります。

コーディネーターは、このような活動を通して、まさにスクールカウンセラーと学校、そして子どもたちや保護者との橋渡し役を担い、この役割が機能しているかどうかでスクールカウンセラーの学校内での活動が大きく異なってきます。このため、コーディネーターの仕事は、教育相談についての豊かな見識と他の教職員や保護者との仲介役を果たす技量が必要になってきます。

② キー・パーソンの活躍

スクールカウンセラーは、週1回の勤務のため、継続的な相談活動に限界があり、個々のケースについて、キー・パーソンとなる教職員の存在が不可欠です。学校では、それぞれの子どもの多くの教職員が関わっていますので、課題のある子どもには、学校全体、あるいはチームを組織して対応することが増えています。その際、複数の教職員の横の連携を図るキー・パーソンの存在が必要になってきます。キー・パーソンは、子どもやそれぞれのケースによって異なりますので、スクールカウンセラーができるだけ多くの教職員と会話ができるように工夫をし、いろいろな情報を得られるように配慮する必要があります。スクールカウンセラーは、前述したコーディネーターとの連携を密にし、各ケースのキー・パーソンを支援します。



③ 養護教諭との連携

心の悩みや不安は、身体に影響を及ぼすことが少なくありません。また、保健室は、悩みのある子どもたちがリラックスして会話できる居場所であり、情報の宝庫となっています。保健室を利用する子どもたちは、相談を目的にしている場合が多く、養護教諭が問題を抱え込まざるを得ない状況もあります。しかし、子どもたちに関わるうえで、養護教諭の持つ情報は非常に重要であり、学級担任やスクールカウンセラーと連携した取組が行われる必要があります。

4 相談室の活用

現在、相談体制を充実させるため、殆どの学校に相談室が設置されています。このため、スクールカウンセラーはその部屋に常にいるという錯覚を起しがちです。しかし、前述したように、教職員との連携が日常的に行われることが大切であり、学校によっては、職員室にもスクールカウンセラーの席を設け情報を共有する場をつくっています。



5 年間計画の作成

スクールカウンセラーを有効に活用するためには、活動計画を明確にしておくことも重要です。スクールカウンセラーは、通常年間35週の勤務となっているため、学校行事との兼ね合いや長期休業中の相談体制も考慮したうえで、年間計画を立てておかなければなりません。しかも、地域に根ざした相談体制を築く場合には、学校だけでなく教育委員会との連携にも留意する必要があります。

年間計画は、各種調査や研修会の日程、広報活動などを考慮したうえで作成しなければなりません。各種委員会や事例検討会への参加を要請する場合も考えられますので、日程的にできるだけゆとりを持って計画を立てることが大切です。

6 広報活動

ある小学校では、相談時間をなかなか設定できないことから、右図のようなシートを作成し、月1回、3年生以上の子どもたちに配付しています。

子どもたちの抱えている悩みや疑問をスクールカウンセラーが把握できるだけでなく、これがきっかけで相談に発展することもあります。

広報活動は、紹介や啓発が中心になりがちですが、子どもたちや保護者、教職員の様々な思いを受け止めることも広報に繋がっています。



スクールカウンセラーの存在を知ってもらうために、子どもたちに対しては全校集会で自己紹介をしてもらったり、学校行事や学級活動に積極的に参加してもらっている学校が多くあります。一方、保護者に対しては、学校便りや学級通信に取り上げ、その存在を周知している学校もあります。

また、担当の教職員とスクールカウンセラーが協力して、様々な工夫を凝らした「相談室だより」を定期的に発行している学校もあります。

これだけは知ってもらいたい

- 相談室（スクールカウンセラーの居場所）はどこか。（案内図）
- 相談室はどんなところか。（写真や子どもの感想）
- スクールカウンセラーはどんな人か。（写真や似顔絵）
- スクールカウンセラーはいつ居るのか。
- カウンセリングとは、どんなことをするのか。
- 相談室を利用したい時にはどうすればよいか。

⑦ 研修会の実施

スクールカウンセラーには守秘義務があるため、他の教職員との情報の共有化を図るうえで慎重な配慮が必要です。そのため、スクールカウンセラーの職務について保護者や教職員に理解されず、何をやっているのかよく知られていないことがあり、相談活動が十分に機能していないケースもあります。

そこで、研修会は、スクールカウンセラー自身の人となりやその職務内容を知ってもらい、教職員や保護者の協力を求める絶好の機会となるため、これまで各学校において次のような研修会が行われ一定の成果をあげています。

① 校内研修

主にスクールカウンセラーの講演を中心に年間2、3回実施している学校がほとんどで、教職員のものの見方や考え方を見直す機会となっています。

研修の内容については、児童生徒理解に関するものが中心となっていますが、いじめや不登校に焦点を当てた研修も約7割の学校で行われています。スクールカウンセラーが配置されている学校の特徴は、カウンセリングの理論や実技が取り入れられていることです。

② 事例検討会

学級担任や養護教諭など、関係の深い教職員が課題を持つ子どもに関する情報を共有するとともに、スクールカウンセラーの助言を得て、キー・パーソンを中心にチームで対応を検討している学校が多くなっています。

事例検討会の工夫について

気になる子どもたちはどう関わるかは、すべての教職員に共通する大切なテーマです。

事例検討会は、子どもの実情を多角的に捉え直すことにより、共感的理解を深め、以後の方向性を共有し、教職員それぞれの立場での具体的な言葉がけを豊かに発想することを可能にします。

子どもたちの実情を見立て、以後の関わりの手立てをする事例検討会の進め方（例）

課題のある子どもたちにできるだけ寄り添い、その成長・発達していこうとする力を引き出す方策を考えるうえで参考になるのが、「SCP（学校臨床心理士）方式による教員のための事例検討」です。

これは、学校臨床心理士たちの実践体験に基づいて開発されたもので、忙しい学校現場で教職員に負担をかけず担当教員を力付けることができるように工夫された方法です。その手順については以下のとおりです。

- ① 板書のできる部屋に関係教職員が集まります。担当教員が気になる子どもの様子を報告した後、参加者が互いに質問して、その内容をスクールカウンセラーが板書していきます。対象の子どもの授業中や休み時間、委員会活動、クラブ活動、家庭での様子など断片的な情報の繋がりがみえてくるにつれて、子どもをとりまく状況への理解が深まっていきます。
- ② 的確な実情の見立てができるのと、対応する手立てとして様々な関わりが考えられます。参加者は順次書き加えられていく板書を見ながら柔軟に発想し、自由に意見を出し合っ て組織的な関わり の検討を進めていきます。
- ③ こうして選択された手立てについては、それぞれの立場で実行することができるかどうか簡単なロールプレイなどを通してリハーサルを行います。

以上の過程により、担当教員を中心に参加者同士が励まし合い、支え合うサポートグループを形成し主体的に新たな行動を選択していきます。そして、実際に手立てを実行し、子どもの様子にどのような変化が現れるのか、経過の確認と修正を繰り返していくことにより、子どもたちの成長・発達に寄与する教職員の関わり方が明らかになっていきます。

事例検討会が有効に機能するためには、教職員とスクールカウンセラーがそれぞれの立場と役割、知識と経験、個性などを互いに認め尊重し、相談や協力をし合える関係づくりが重要です。困った時や迷った時に知恵や工夫を学び合える人が身近にいて、支え合える場がいつでも用意できることは、教職員に安心感をもたらすとともに、子どもたちへの関わり にゆとりを生むのではないかと 思われます。

参考文献：鵜飼美昭（2001）スクールカウンセラーと教員の連携をどう進めるか 臨床心理学, 1-2

③ ワークショップ

スクールカウンセラーの指導により、グループエンカウンターやロールプレイなどを行い、個々の子どもたちに対応できる実践的な研修会を行っています。

④ 保護者向け研修会

現在のところあまり実施されていませんが、子どもたちを支援するためには、保護者と「ともにある」といった姿勢が大切であり、保護者との信頼関係を築く重要な機会と考えています。

保護者向け研修会の意義

最近ではスクールカウンセラーに、「今の子どもたちの心理的な問題行動」や「その対処の方法」などについての講演が依頼されることも多くなってきています。

これは、衝動のコントロールができない子ども、対人関係の未熟な子ども、不登校、保健室登校、いじめ、学級崩壊、家庭内暴力、摂食障害、引きこもりなど、様々な問題についての理解や解決が親をはじめ学校、地域社会で緊急の課題になってきているからだと思われます。実際、このような子どもを持つ親にとっての戸惑いや悩み、苦しみは大きく、これらの問題に取り組むためには、スクールカウンセラーの専門性を活かして、保護者と共に考え

たり、話し合ったりして援助をしていくことが大切です。

スクールカウンセラーは、個々の問題に対応することはもちろんですが、教師はもとより、保護者全体に「このような問題行動はどの子にも起こり得ることである」という認識を深めてもらったり、その問題の理解、対処の仕方などを知ってもらい、みんなの問題として総力をあげて解決を図る方向で研修を深めていくことが必要だと思います。

<研修内容の例>

一般的に、保護者は「カウンセリングとは」「スクールカウンセラーと学校教育相談員との違い」などについての基本的な理解が少ないため、研修会という機会を通してこの点についての理解を深めてもらうことも大切です。こうした観点から、今後は、スクールカウンセラーの側から研修会の開催を要望していくことも必要になってきます。

研修の内容については、

- カウンセリングとはどのようなことなのか
- いじめ、不登校、学級崩壊、家庭内暴力など、いろいろな問題行動の理解
- 具体例などによる対処の仕方
- 「子どもの心に寄り添うということ」について
- 「心育て」について（みんなで見守っていくためのネットワークについて）
- 平素の子どもへの接し方、躰の大切さ
- 問題行動を起こす前の子どものサインを見逃さない配慮
- 課題を持つ子どもに対しての地域の人々の偏見や差別性をなくすこと

などのテーマが考えられますが、その時々保護者のニーズによって必要な課題を取りあげていくことが大切だと思います。

また、研修会は、できれば何回か継続することが望ましく、「話を聴く」「相手を知る」「自分を知る」ことなどをワークショップなどで学び合うような研修会も有効だと思います。ともあれ、いつでも気軽に相談を受けることが大切であり、そういった研修会を目指して取り組む必要があります。

B 各種調査の実施

各学校での子どもたちの実態を知ることは、どのような支援が必要であり、どのような対応が求められているのかを知る手がかりとなります。このため、スクールカウンセラーの専門的な観点からの助言を取り入れた調査用紙を作成している学校もあり、その活用方法も様々です。

実態調査を定期的に行っている学校においては、調査結果を校内研修会に活用したり、子どもたちの要望に沿った学校としての対応の在り方を検討するよい機会となっています。

アンケート調査を作成する時の留意点

- ・原則として、無記名で実施すること
- ・調査項目は少なくし、10～20分程度で回答できるものとする
- ・校種や学年によって設問の仕方を工夫すること